

**特別養護老人ホーム あづき**  
**「指定介護老人福祉施設」重要事項説明書**

当施設は介護保険の指定を受けています。  
(香川県指定 第 3771200320 号)

当施設はご契約者に対して指定介護福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意くださいことを次の通り説明します。

◇◆目次◆◇

1. 施設経営法人 .....	1
2. ご利用施設 .....	2
3. 居室の概要 .....	2
4. 職員の配置状況 .....	3
5. 当施設が提供するサービスと利用料金 .....	3～7
6. 施設を退所していただく場合（契約の終了について） .....	8～9
7. 残置物引取人 .....	10
8. 苦情の受付について .....	10～11
9. 守秘義務について .....	11
10. 事故発生時の対応について .....	11

**1. 施設経営法人**

- |           |                            |
|-----------|----------------------------|
| (1) 法人名   | 社会福祉法人 明和会                 |
| (2) 法人所在地 | 香川県小豆郡土庄町字半ノ池甲 1360 番地 143 |
| (3) 電話番号  | 0879-62-7707               |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 大西 美和                  |
| (5) 設立年月  | 平成7年8月17日                  |

## 2. ご利用施設

(1) 施設の種類 指定介護老人福祉施設 ・ 香川県 3771200320 号

### (2) 施設の目的

小規模生活単位型特別養護老人ホーム あづき は、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、入所前の居宅における生活と入所後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自立的な日常生活を営むことを支援することを目的とする。

(3) 施設の名称 特別養護老人ホーム あづき

(4) 施設の所在地 香川県小豆郡土庄町字半ノ池甲 1360 番地 143

(5) 電話番号 0879-62-7707

(6) 施設長(管理者)氏名 村田美紀

### (7) 当施設の運営方針

小規模生活単位型特別養護老人ホーム あづき は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めて施設運営を行う。利用者の意思・人格を尊重し、自傷他害の恐れがある緊急やむを得ない場合以外、原則として身体拘束を行わない。

(8) 開設年月 平成 17 年 4 月 1 日

(9) 入所定員 68 人

## 3. 居室の概要

### (1) 居室等の概要

当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。利用される居室は、原則として個室となります。

居室・設備の種類	室数	備考
個室(1人部屋)	78室	全室洗面台
ダイニング・リビング	8カ所(各ユニット毎)	
浴室	4カ所(各フロア毎)	機械浴・一般個浴
医務室	1室	

※上記は、厚生省が定める基準により、指定介護老人福祉施設に必置が義務づけられている施設・設備です。この施設・設備の利用にあたって、ご契約者に特別にご負担いただく費用はありません。

☆居室の変更：ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

## 4. 職員の配置状況

当施設では、ご契約者に対して指定介護福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。(常勤換算として)

職種	配置数	備考
1. 施設長(管理者)	1名	
2. 介護職員(介護士)	26名	
3. 生活相談員	1名	
4. 看護職員(看護師)	4名	
5. 機能訓練指導員	2名	
6. 介護支援専門員	1名	
7. 医師(非常勤)	2名	内科・精神科
8. 管理栄養士又は栄養士	1名	
9. 事務員	3名	
10. 調理員	2名	

※医療責任者・・・看護師主任とする(兼務)

小規模生活単位型老人ホーム 入所者3人に対し、看護・介護1人 対応

## 5. 当施設が提供するサービスと利用料金

### (1) 介護保険の給付の対象となるサービス\*

以下のサービスについては、利用料金の大部分(食事に係る標準自己負担額を除き通常8割又は、9割)が介護保険から給付されます。

#### 〈サービスの概要〉

##### ① 居室の提供

- ・ユニット型全室個室を提供いたします。

##### ② 食事(但し、食材料費は別途いただきます)

- ・当施設では、栄養士(管理栄養士)の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご契約者の自立支援のため離床してリビングにて食事をとっていただくことを原則としています。

##### ③ 入浴

- ・入浴又は清拭を週2回以上行います。
- ・寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

##### ④ 排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

### ⑤機能訓練

- ・機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

### ⑥健康管理

- ・医師や看護職員が、健康管理を行います。
- ・必要に応じて、協力病院等への外来受診も配慮します

### ⑦その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

### <サービス利用料金(1日あたり)>

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額(自己負担額)と食事に係る標準自己負担額の合計金額をお支払い下さい。  
(サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。)

ご契約者の要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1.サービス利用料金 (10%) (20%) (30%)	670 円	740 円	815 円	886 円	955 円
	1.340 円	1.480 円	1.630 円	1.772 円	1.910 円
	2.010 円	2.220 円	2.445 円	2.658 円	2.865 円
2.日常生活継続支援加算	46 円(10%) 92 円(20%)		138 円(30%)		
3.看護体制加算 [ I ]	4 円(10%) 8 円(20%)		12 円(30%)		
4.看護体制加算 [ II ]	8 円(10%) 16 円(20%)		24 円(30%)		
5.夜勤職員配置加算[ II ]	18 円(10%) 36 円(20%)		54 円(30%)		
6.精神科医療養指導加算	5 円(10%) 10 円(20%)		15 円(30%)		
7.生産性向上推進体制加算[ II](月)	10 円(10%) 20 円(20%)		30 円(30%)		
8.サービス利用に係る自己負担(10%) (20%) (30%)	743 円	813 円	888 円	959 円	1.028 円
	1.486 円	1.626 円	1.776 円	1.918 円	2.056 円
	2.229 円	2.439 円	2.664 円	2.877 円	3.084 円
9.介護職員等処遇改善加算[ II ]	1 ヶ月分のサービス利用料金と各種加算の総合計(1・2・3 割負担)の13.6%				
10.居住費に係る自己負担額	2.066 円 ・ 1.370 ・ 880 円				
11.食費に係る自己負担額	1.445 円 ・ 1.360 円 ・ 650 円 ・ 390 円 ・ 300 円				

☆日常生活継続支援加算又はサービス提供強化加算は、1ヶ月にどちらかの算定になります。

☆ ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

◎当施設の居住費・食費の負担額（日額）

☆居住費と食費に係る自己負担金について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。

対象者		区分	居住費	食費
			ユニット型個室	
生活保護受給者		第1段階	880円/日	300円/日
世帯全員が市町民税非課税世帯	老齢福祉年金受給者			
	課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	第2段階	880円/日	390円/日
	課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の方	第3段階①	1,370円/日	650円/日
	課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超の方	第3段階②	1,370円/日	1,360円/日
上記以外の方		第4段階	2,066円/日	1,445円/日

各種加算	金額	要件等
療養食加算	6 円／回(10%) 12 円／回(20%) 18 円／回(30%)	常食以外で医師の発行する食事箋に基づき、管理栄養士により、管理された、療養食を提供した場合 1 食につき
個別機能訓練加算(Ⅰ)	12 円／日(10%) 24 円／日(20%) 36 円／日(30%)	機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員等による計画書の作成とそれに基づく機能訓練を実施している
個別機能訓練加算(Ⅱ)	20 円／月(10%) 40 円／月(20%) 60 円／月(30%)	計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、適切かつ有効な訓練の実施の為に必要な情報を活用している
褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)	3 円／月(10%) 6 円／月(20%) 9 円／月(30%)	入所者の褥瘡発生を予防するため、褥瘡の発生と関連の強い項目について、定期的な評価を実施し、その結果に基づき計画的に管理する(リスクがあるか評価)
褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)	13 円／月(10%) 26 円／月(20%) 39 円／月(30%)	褥瘡のリスクがあったが3か月後に改善された場合、褥瘡がない場合に算定
配置医師緊急時対応加算	勤務時間外 350 円 早朝・夜間 650 円 深夜 1,300 円 ／回(10%)	配置医師が施設の求めに応じ、勤務時間外・早朝・夜間・深夜に施設を訪問し入所者の診療を行った場合
	勤務時間外 350 円 早朝・夜間 1,300 円 深夜 2,600 円 ／回(20%)	
	勤務時間外 350 円 早朝・夜間 1,950 円 深夜 3,900 円 ／回(30%)	
若年性認知症入所者受入加算	120 円／日(10%) 240 円／日(20%) 360 円／日(30%)	40 歳以上 65 歳以下の若年性認知症の方が利用した場合
外泊時費用	246 円／日(10%) 492 円／日(20%) 738 円／日(30%)	入院又は外泊時、その翌日から最大6日間算定(外泊の初日及び最終日は算定しない)
初期加算	30 円／日(10%) 60 円／日(20%) 90 円／日(30%)	入所日から最大30日間算定 1ヶ月以上入院した後、退院された場合も最大30日間算定
科学的介護推進体制加算	50 円／月(10%) 100 円／月(20%) 150 円／月(30%)	科学的介護情報システムを活用して、科学的に裏付けられたサービス提供の推進を目的としてケアの質の向上を図る事になった。このシステムの活用が要件に加算を算定
看取り介護加算(Ⅱ)	1 72 円／日(10%) 144 円／日(20%) 216 円／日(30%)	医師が医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断し入所者又は、家族より同意を得て、看取り介護計画を作成し入所者が当該施設又は、居宅に置いて死亡した場合、死亡日前 31 日以上 45 日以下
	2 144 円／日(10%) 288 円／日(20%) 432 円／日(30%)	医師が医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断し入所者又は、家族より同意を得て、看取り介護計画を作成し入所者が当該施設又は、居宅に置いて死亡した場合、死亡日以前 4 日以上 30 日以下
	3 780 円／日(10%) 1,560 円／日(20%) 2,340 円／日(30%)	医師が医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断し入所者又は、家族より同意を得て、看取り介護計画を作成し入所者が当該施設又は、居宅に置いて死亡した場合、死亡日以前 2 日又は 3 日
	4 1,580 円／日(10%) 3,160 円／日(20%) 4,740 円／日(30%)	医師が医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断し入所者又は、家族より同意を得て、看取り介護計画を作成し入所者が当該施設又は、居宅に置いて死亡した場合、死亡日
退所時情報提供加算	250 円／1 回(10%) 500 円／1 回(20%) 750 円／1 回(30%)	入所者が医療機関に入院する場合において、該当入所者の同意を得て情報提供を行った場合

該当する方のみ対象

## (2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

### <サービスの概要と利用料金>

#### ①理髪・美容

[理髪サービス]

理容師の出張による理髪サービスをご利用いただけます。

利用料金：要した費用の実費（業者により料金が異なります）

#### ② 貴重品の管理（選択）

金銭・貴重品の持ち込みは出来るだけ、お控えください。原則自己管理となります。  
事務所でお預かりはできません。

#### ③複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます

1枚につき 10円

#### ④日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

- ・ 個別的な嗜好品・日用品・雑貨等については、実費いただきます
- ・ 特別な洗濯物に対しては、外注し実費負担をお願いします。

（ドライクリーニング製品・毛糸・シルク）

\* おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

#### ⑦医療費（実費頂きます）

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2週間前までにご説明致します。

## (3) 利用料金のお支払い方法

前記(1)、(2)の料金・費用は、1か月ごとに計算し、毎月15日までに前月分の請求書を発行しますので、その月の末日までに次のいずれかの方法でお支払い下さい。(1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。) お支払いいただきますと領収書を発行いたします。

ア. 現金にて事務所窓口でのお支払い

イ. 下記指定口座へのお振り込み

金融機関：香川銀行 小豆島支店 普通 1262653

口座名義：社会福祉法人 明和会 理事長 大西 美和

#### (4) 入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。

(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。

また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。)

##### ①協力医療機関

医療機関の名称	小豆島中央病院
所在地	香川県小豆郡小豆島町池田 2060 番地の 1
電話番号	0879-75-1121
医療機関の名称	小豆島病院
所在地	香川県小豆郡小豆島町池田 2519-4
電話番号	0879-75-0570

##### ②協力歯科医療機関

医療機関の名称	樋出歯科医院
所在地	香川県小豆郡小豆島町草壁本町 506-4
電話番号	0879-82-0204

#### 6. 施設を退所していただく場合 (契約の終了について)

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、ご契約者に退所していただくこととなります。

- |  |
|--|
| ② 要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合       |
| ③ 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合 |
| ④ 施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合 |
| ⑤ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合          |
| ⑥ ご契約者から退所の申し出があった場合 (詳細は以下をご参照下さい。)       |
| ⑦ 事業者から退所の申し出を行った場合 (詳細は以下をご参照下さい。)        |

## (1) ご契約者からの退所の申し出（中途解約・契約解除）

契約の有効期間であっても、ご契約者から当施設からの退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の7日前までに施設退所願をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② ご契約者が入院された場合
- ③ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- ④ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑥ 他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

## (2) 事業者からの申し出により退所していただく場合（契約解除）

以下の事項に該当する場合には、当施設からの退所していただくことがあります。

- ① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご契約者による、サービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ ご契約者が連続して3か月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
- ⑤ ご契約者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合

### 契約者が病院等に入院された場合の対応について\*

当施設に入所中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、次の通りです。

#### ① 検査入院等、短期入院の場合

1ヵ月につき6日以内（連続して7泊、複数の月にまたがる場合は12泊）の短期入院の場合は、退院後再び施設に入所することができます。但し、入院期間中であっても、所定の利用料金をご負担いただきます。

#### ② 上記期間を超える入院の場合

上記短期入院の期間を超える入院については、3ヶ月以内に退院された場合には、退院後再び施設に入所することができます。

### ③ 3ヶ月以内の退院が見込まれない場合

3ヶ月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。この場合には、当施設に再び優先的に入所することはできません。

#### <入院期間中の利用料金>

☆ご契約者が、短期入院又は外泊をされた場合にお支払いいただく1日あたりの利用料金は、下記の通りです。

入院・外泊 6 日まで(初日及び最終日は算定しない)		入院・外泊 6 日以降
1. 外泊時費用	246 円/日(10%) 492 円/日(20%) 738 円/回(30%)	
2. 各種段階ごと居住費	880・1.370・2.066 円	880・1.370・2.066 円
3. 自己負担額	(1+2)	(2)のみ

\*但し限度は、3ヶ月までです。

上記、入院期間中の利用料金については、介護保険から給付される費用の一部と居住費をご負担いただくものです。(但し、限度は3ヶ月まで)

なお、入院中の空室のお部屋を短期入所に利用させて頂く場合があります。その場合は、利用に数日分のお部屋の代金は頂きません。

### (3) 円滑な退所のための援助

ご契約者が当施設を退所する場合には、ご契約者の希望により、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助をご契約者に対して速やかに行います。

- 適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- 居宅介護支援事業者の紹介
- その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

## 7. 残置物引取人

入所契約が終了した後、当施設に残されたご契約者の所持品(残置物)をご契約者自身が引き取れない場合、当施設は、「身元引受人」に連絡のうえ、残置物を引き取っていただきます。また、引渡しにかかる費用については、ご契約者又は身元引受人に、ご負担いただきます。

## 8. 苦情の受付について

### (1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

〔職名〕 生活相談員 セネカル 典子

○受付時間 毎週月曜日 ～ 金曜日 9：00～17：00

また、苦情受付ボックスを各フロアー職員室、1F受付窓口に設置しています。

### (2) 苦情処理者

○ 第3者委員

楠 初美 小豆郡小豆島町二面 806 番地 TEL0879-75-1280

○ 苦情解決責任者

施設長 村田美紀

### (2) 行政機関その他苦情受付機関

土庄町役場 福祉課	香川県小豆郡土庄町湊崎甲 1400 番地 2 TEL0879-62-7002
香川県国民健康保険団体連合会	香川県高松市福岡町 2-3-2 香川県自治会館内 TEL087-822-7431
香川県運営適正化委員	香川県高松市番町 1-10-35 香川県社会福祉総合センター内 TEL087-861-0545
香川県健康福祉部長寿社会対策課	香川県高松市番町 4-1-10 TEL087-832-3266

## 9. 守秘義務について

(1) 当事業所職員は、業務上知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この秘密保持義務は、契約が終了した後も継続します。

(2) 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、善良な管理者の注意を持って管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとし、サービス担当者会議・医療機関等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の方に、利用者の家族の情報を用いる場合は当該家族の方に、同意をいただきます。

## 10. 事故発生時の対応について

利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合の対応方法については、次のとおりとします。

- 速やかに利用者に必要な措置を行うとともに、保険者、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡をおこないます。
- 発生した事故が事業所の責めに帰すべき事由による場合は、速やかに賠償責任を行います。
- 速やかな損害賠償を行うため、損害賠償責任保険に加入しています。
- 発生した事故の原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じます。

指定介護福祉施設サービスの提供の開始に際し、本書面にに基づき重要事項・守秘義務についての説明を行いました。

令和 年 月 日

指定介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム あづき

施設長 氏名 村田 美紀 印

説明者職名 生活相談員 氏名 セネカル 典子 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明・守秘義務について説明受けました。

令和 年 月 日

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定介護福祉施設サービスの提供開始・守秘義務についても同意しました。

令和 年 月 日

利用者住所

氏名 印

身元引受人住所

氏名 印

連帯保証人 住所

氏名 印

※この重要事項説明書は、厚生省令第39号（平成11年3月31日）第4条の規定に基づき、入所申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

## <重要事項説明書付属文書>

### 1. 施設の概要

(1) 建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 5階建 ・ 平屋鉄骨造り

(2) 建物の延べ床面積 建築面 1559.59 m<sup>2</sup> 延面積 3884.14 m<sup>2</sup>

#### (3) 併設事業

当施設では、次の事業を併設して実施しています。

[短期入所生活介護] 香川県 3771200320号 定員10名

[通所介護] 香川県 3771200312号 定員35名

### 2. 職員の配置状況

#### <配置職員の職種>

**介護職員**…ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。

3名の利用者に対して1名の看護・介護職員を配置しています。

**生活相談員**…ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

1名の生活指導員を配置しています。

**看護職員**… 主にご契約者の健康管理や療養上の世話を行います。日常生活上の介護、介助等も行います。

4名の看護職員を配置しています。

**機能訓練指導員**…ご契約者の機能訓練を担当します。

1名の機能訓練指導員を配置しています。

**介護支援専門員**…ご契約者に係る施設サービス計画（ケアプラン）を作成します。

生活相談員が兼ねる場合もあります。

1名の介護支援専門員を配置しています。

**医師**… ご契約者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。

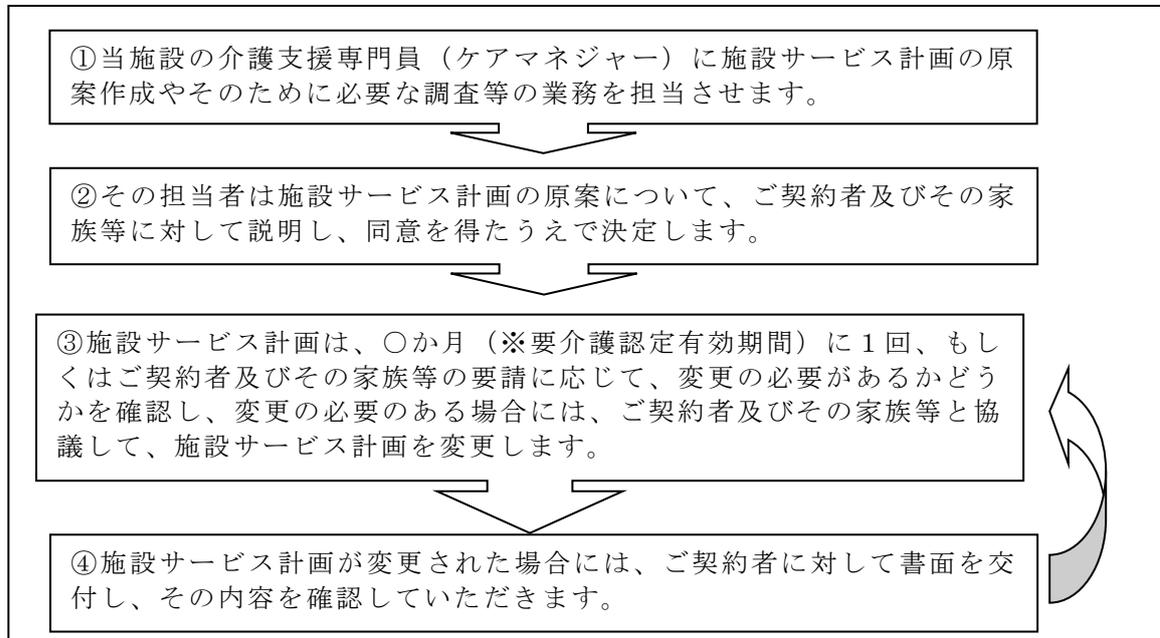
2名の医師を配置しています。

### 3. 契約締結からサービス提供までの流れ

ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入所後作成する「施設サービス計画（ケアプラン）」に定めます。

「施設サービス計画（ケアプラン）」の作成及びその変更は次の通り行います。

（契約書第3条参照）



### 4. サービス提供における事業者の義務

当施設は、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
- ③ご契約者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。
- ④ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑤ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。  
ただし、ご契約者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑥事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）  
ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。  
また、ご契約者の円滑な退所のための援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。

## 5. 施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入所されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

### (1) 持ち込みの制限\*

入所にあたり、以下のもの以外は原則として持ち込むことができません。  
他に危害を加える可能性のある物

### (2) 面会

面会時間 8：30 ～ 20：00

(防犯上、18：00に施錠しますが、インターホンにて連絡頂ければ解除いたします)

※緊急の場合等、特別の事情がある場合は相談頂ければ、面会時間にこだわらず対応致します。面会時は、玄関に備えている面会カードに記帳お願いいたします。

※インフルエンザやノロウイルス等の感染症の流行時や蔓延の危険性がある場合、台風・地震等警報発令時は面会をお断りする場合があります。

### (3) 外出・外泊

外出、外泊をされる場合は、事前に事務所にお申し出下さい。

但し、外泊については、1ヵ月につき連続して7泊、複数の月をまたがる場合には連続して12泊以内とさせていただきます。

なお、外泊期間中、1日につき246円（介護保険から給付される費用の一部）と段階ごとの居住費をご負担いただきます。

### (4) 食事

食事が不要な場合は、前日までにお申し出下さい。前日までに申し出があった場合には、重要事項説明書5（1）に定める「食事に係る自己負担額」は減免されます。

(3食止めた場合)

### (5) 施設・設備の使用上の注意

○居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

○故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

○ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

○当施設の職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

#### (6) 喫煙・飲酒

施設敷地内での喫煙はできません。

施設内の飲酒は禁止となっております。

#### (7) 火気の取り扱いについて

火気の取扱いは原則として職員にお任せ下さい。喫煙のライターについては1階事務所にてお預かりします。

#### (6) ペットの持ち込みについて

ペットを持ち込んでの入所はお断りします。面会時のペットの持ち込みについては、事務所にご相談ください。

### 6. 損害賠償について

当施設において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を しんしやく 斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

### 7. 災害対策

- ・ 防災設備           スプリンクラー・消火器・消火栓
- ・ 防災訓練           年2回

### 8. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して利用用生活を送って頂く為に、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は、禁止します